

計画対象年度	令和 3年度
--------	--------

事務事業評価シート

事務事業名	農用地利用集積特別対策事業（政策）						事業類型	一般事務
予算科目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	農地法・農業経営基盤強化促進法
			06	01	07	03	政策経費	
総合計画体系	2. 産業の振興で活力あふれるまちづくり						総合計画対象	対象
	(1) 農林水産業の振興						市民協働	行政主体
	1 農林水産業						担当課係等	農業委員会事務局
④農地利用集積の推進								農地担当
事業期間	継続（ 年度～ ）							

現状把握の部 (D0)

【目的】	農地法に基づき、農地の利用状況調査の実施及び遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を実施し、食料の生産基盤である優良農地の確保及び有効利用の促進を図る。	【関連事業】	農業委員会運営事業、農地中間管理事業（政策）
【期待される効果】	遊休農地の発生防止・解消及び違反転用の防止	【対象者】	農業者
【全体概要】	本事業は、農業者が安定的な農業経営が行えるよう、農地の効率的な集積を行い農地の利用促進を図る。また、農地の貸借を行う際に利用権設定等の手続きがなされるよう啓蒙活動を行うことを目的とする。主な内容は、農業者間の農地の貸借に伴い農地中間管理事業を推進し、利用権設定等による農地集積や遊休農地対策を行う。	【特記事項】	平成28年4月1日付け、農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用最適化推進委員が新たに設置されたことに伴い、成果指標について新たに「農業委員・推進委員による農地中間管理事業を利用した農地の利用集積面積」を追加した。
【令和 2年度 事業内容】	農地法に基づく農地の利用状況調査の実施、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を実施、農業者間の農地貸借に伴う農地中間管理事業の推進、利用権設定等による農地集積や遊休農地対策を行う。	【令和 3年度 事業内容】	農地法に基づく農地の利用状況調査の実施、遊休農地の所有者等に対する利用意向調査を実施、農業者間の農地貸借に伴う農地中間管理事業の推進、利用権設定等による農地集積や遊休農地対策を行う。
		【令和 4年度 事業内容】	

■ 事業費

		R02年度	R03年度	R04年度					
財源	国庫支出金	2,853	3,052	0					
	県支出金	0	0	0					
	一般財源・その他	1,702	1,648	0					
歳入計（千円）		4,555	4,700	0					
歳出内訳	節（番号＋名称）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）					
	01 報酬	2,803	2,827	0					
	03 職員手当等	383	519	0					
	04 共済費	543	536	0					
	08 旅費	111	94	0					
	10 需用費	143	156	0					
	11 役務費	66	62	0					
	13 使用料及び賃借料	506	506	0					
歳出計（千円）（A）	4,555	4,700	0						
（参考）	当初予算額	5,549	当初予算額	5,539	伸び率(%)	決	皆減	予	皆減
職員人工数	1.60	1.60							0.00
職員人件費（B）	12,452	12,452							0
総事業費（A）＋（B）	17,007	17,152							0

■指標

種類	指標名	単位		R02年度	R03年度	R04年度
活動 指標	農地の利用状況調査面積	ha/年	目標	4,500.00	5,000.00	0.00
	農地法第30条・第31条に基づく利用状況調査（荒廃農地確認）		実績	5,575.00	5,385.90	0.00
	農地の利用意向調査回数	回/年	目標	1.00	1.00	0.00
	農地法第32条・第33条に基づく利用意向調査（所有者への意向確認）		実績	1.00	1.00	0.00
成果 指標	荒廃農地解消面積	ha/年	目標	10.00	10.00	0.00
	荒廃農地解消面積		実績	8.60	10.80	0.00
	農地の利用集積	ha/年	目標	50.00	30.00	0.00
			実績	32.90	42.05	0.00

評価の部（SEE）

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 事業の目的が当市の政策体系に結びつくか。	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 総合計画の中で農業を活力ある産業と位置付けしたまちづくりに繋がるものである。
	②行政関与の妥当性 この事業を市が行う理由は。税金を投入して事業を行うことが妥当か。	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 農地法に基づく法令業務である。
有効性 評価	③成果の向上余地 成果を向上させる余地があるか。成果が上がらない理由はあるか。	<input type="checkbox"/> 余地がない <input checked="" type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 農地所有者等への農地管理の啓発、耕作放棄地解消補助金等の補助事業の活用周知を行うことで、遊休農地の発生防止や解消に繋がるものである。
	④廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合の市民への影響の有無とその内容は。	<input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がない 【理由】 市の基盤産業である農業の活性化の減退に繋がるのが危惧される。
	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 類似事業との統廃合ができるか。類似事業との連携を図ることにより成果が期待できるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる 【理由】 農地法に基づく法令業務であり、国の交付金事業である。
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 成果を低下させずにコストを削減できるか。（仕様や工法の適正化、市民の協力など）	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 人件費の削減余地がない <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある 【理由】 農地の利用状況調査及び意向調査は農地法に基づく法令業務として例年行うことが定められており、市内全域の農地の現況確認を行う必要があり、年々意向面積が増加傾向なため、多大な業務量が発生する。
公平性 評価	⑦受益と負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか。公平・公正になっているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す余地がある 【理由】 農地法に基づく法令業務である。

今後の改善方策や方向性

改善方策・方向性	上記評価を踏まえた今後の事業の改善方策・方向性を記入	農地の利用状況調査を行う上での調査体制の改善を行い、遊休農地の解消を図るために農地の利用意向調査や農地所有者等への啓発活動や、農地中間管理機構の積極的活用を行い、事業の展開を推進していく。
1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方法的性（改革・改善策）） 記入者：仲戸 禎雄 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 毎年、農地法に基づき農業委員会は市内全域の農地の利用状況調査を実施し、遊休化した農地の所有者等には利用意向調査を行う。今後、農業委員会の活動は遊休農地の未然防止やその活用を進める観点から、農地の出し手と農業の担い手となる受け手とのマッチングなど、農地の集積・集約化を推進する重責を担っている。		
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方法的性（改革・改善策）） 記入者：仲戸 禎雄 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 統廃合 <input checked="" type="checkbox"/> 継続（ <input type="checkbox"/> 見直し <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持）		
担当部長としての意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 毎年、農地法に基づき農業委員会は市内全域の農地の利用状況調査を実施し、遊休化した農地の所有者等には利用意向調査を行う。今後、農業委員会の活動は遊休農地の未然防止やその活用を進める観点から、農地の出し手と農業の担い手となる受け手とのマッチングなど、農地の集積・集約化を推進する重責を担っている。		